～大切なお知らせ～

池田市

今回の給付金を受取済みでない方へ

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します!

1．支給対象者

■**平成17年4月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童**
(特別児童扶養手当対象児童の場合は、**平成15年4月2日から令和6年2月29日まで**)
を養育する父母等であって、食費等の物価高騰の影響により家計が急変し、**令和5年度住民税非課税又は非課税相当の収入**となった方

【注意】次の方には、「申請不要」で支給手続きを実施しております。
①令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)給付金支給対象者であった方
②令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方

2．支給額

児童1人当たり　一律 5 万円

3.給付金の支給手続き

▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに**下記窓口に直接**、または**郵送**でご提出ください。

▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

【ご注意ください】
※ 給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。（1人の児童について二重に受給した場合など）

4.申請期間（※郵送は必着。郵送事故等による紛失・遅延の責任は負いかねますのでご了承ください。）

令和５年６月５日(月)～令和６年２月２９日(木)

■池田市役所　4階
令和５年度子育て世帯生活支援特別給付金特設窓口
０７２-７５４-６３０１
（受付時間:平日9:00～17:00）

「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。
ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、池田市や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

（令和５年６月現在）